

令和3年第8回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和3年5月26日（水曜日）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 岐阜市役所本庁舎大会議室
- 3 出席者 水川教育長、川島委員、横山委員、武藤委員、足立委員、伊藤委員
- 4 説明のために出席した事務局の職員
佐藤事務局長、杉原次長兼教育政策審議監、野田次長兼教育政策課長、
松巾教育審議監、吉元学校教育デジタル化推進審議監、
星野学校教育審議監兼学校指導課長、鷺見学校安全支援課長、
岡本幼児教育課長、内藤科学館長、坂井社会・青少年教育課長、
和田岐阜市立商業高校事務長
- 5 職務のために出席した事務局の職員
児山教育政策課主幹兼政策係長、古田教育政策課主任、櫻井教育政策課主任、
松野教育政策課主任
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 諸般の報告

 - (1) 臨時代理の報告：市立学校の臨時休業について（学校安全支援課ほか）
 - (2) 岐阜市総合教育会議について（教育政策課）

 - ※ (3) 岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択について（学校指導課）
 - ※ (4) (仮称)魅力ある学びの場づくり事業について（教育政策課）
- 第5 議事

 - (1) 第32号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について（学校給食課ほか）

(2) 第33号議案 岐阜市学校運営協議会委員の任免について（学校指導課）

(3) 第34号議案 岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の人事の任免について（教育政策課ほか）

※(4) 第35号議案 岐阜市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について（社会・青少年教育課）

※(5) 第36号議案 指定管理者の指定を受けようとする団体の非公募について（社会・青少年教育課）

※(6) 第37号議案 指定管理者の指定を受けようとする団体の非公募について（社会・青少年教育課）

第6 閉会

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。 なお※の報告、議案は、非公開で審議した。

午後1時30分開会

○水川教育長 定刻となりました。

それでは、本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、ただいまから令和3年第8回教育委員会定例会を開会します。

前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。

本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

傍聴者に申し上げます。傍聴の際は、傍聴券の裏面に記載した事項を遵守してください。会議の撮影、録音などは、岐阜市教育委員会傍聴規則の規定により禁止しておりますので御注意ください。会議の円滑な運営に御協力をお願いします。

では、議事日程を御覧ください。

本日は、報告が4件、議事が6件となっております。

議事日程に、非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 非公開で審議すべき案件については、このとおりに扱うものといたします。

それでは、日程第4、諸般の報告に参ります。

報告(1)について説明をお願いします。

○鷺見学校安全支援課長 (報告(1)市立学校の臨時休業について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

○川島委員 長森南小学校と徹明さくら小学校での、該当児童のその後の経過について、教えてください。

○鷺見学校安全支援課長 2人の児童につきましては特に症状もなく、保健所からの指示の期間を経まして、学校に復学しております。

○川島委員 分かりました。

会社でも同様に、2週間自宅待機後に復職というケースがありますが、自宅待機中の心

的ストレスや、復職後の職場への順応については、課題があるという印象を受けています。そのため、生徒の復学後のケアについても継続して行っていただくよう要望いたします。

また、まん延防止等重点措置及び岐阜市独自の緊急事態宣言を通じて、学校での具体的な対応について教えてください。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長

学校においては、これまでの感染症対策をさらに徹底するとともに、校外学習、いわゆる修学旅行や遠足については、中止または延期としてもらっています。

また、人流を抑制することから、保護者が来校される授業参観等も延期もしくは中止としていただいています。

部活動については、1週間後に公式戦があるという部活のみ土日どちらか3時間、平日は4日間2時間までという制限をかけて実施していただいています。

○川島委員 運動会、体育祭、修学旅行が、2年連続で実施ができない学校が出てくるということは非常に重いことだと思っています。それらについても継続してアフターケアが必要とっておりますので、よろしくお願いします。

最後に、コロナ全般に関してですが、今、高齢者の方を中心にワクチン接種が進んでいる過程かと思いますが、一般のコロナ接種ということで、学校の先生方のワクチン接種について、今どういった準備、検討が進められていますか。

もしくは、エッセンシャルワーカーとして、学校の先生は優先的にワクチン接種が進められるべきではないかと個人的には思っているのですが、このような働きかけが可能かどうかということも含めて、準備状況について教えてください。

○松巾教育審議監

学校の先生方のワクチン接種状況ですが、現在のところは優先的に接種するという対応は行ってはおりませんが、そのようなことが必要になる可能性もありますので、今後、働きかけはさせていただきたいと思っています。

ちなみに、エアコン等が設置された小学校等につきましては、集団接種の会場として使用する方向で今動いているところでございます。

○川島委員 他の市町村では、高齢者用のワクチンの予備が出た場合に、近隣の学校と連携を取って、学校の先生が接種を受けるという取組も報道でありました。学校の先生が

優先だということを声高に言うことはないですが、準備については進められるべきかと思っています。

ちなみに、休暇を用いて接種しに行くと思われませんが、民間企業だと、ワクチン接種に関しては特別休暇を与えるという、事前の整備が進んでいる会社が幾つかあると聞いております。学校としても同様に準備をしておくことが大事かと思っておりますので、参考までに、検討材料としてください。

○水川教育長

学校関係者のワクチン接種の優先についてはとても難しいとは思いますが、例えば、学校における準医療関係者のような、養護教諭の方においては、体調の悪い子の面倒を見るわけですし、集団宿泊学習では、発熱のある子に付きっ切りということもありえます。私が県のコロナ対策会議に出席した際、その辺りの配慮については意見を申し上げてきました。

○川島委員 先生方は謙遜されていると思いますが、エッセンシャルワーカーの中でも、医療関係者など色々な順位づけがあるかと思いますが、個人の意見としては、学校関係者はワクチン接種を優先すべきではないかと申し述べさせていただきます。

○水川教育長 ありがとうございます。足立委員、医師の立場からいかがでしょうか。

○足立委員 皆様御承知と思いますが、誰を優先するかは、現場でも決まっていない状況です。教育関係者、その中でも教育長がおっしゃったように、養護教諭を優先するとか、あるいは低学年の担任を優先するとか、そのような意見を含めて、なるべく合理的な順番でワクチン接種できるように意見を言っていたきたいと思います。

また、学級閉鎖の件ですが、学級閉鎖の基準というのはどのようになっていますか、教えていただきたいです。

○松巾教育審議監

岐阜県の対策マニュアルに沿って、岐阜市でも対策マニュアルを作成しております。

その中で、陽性者が判明した場合は、原則、対策マニュアルに沿ったフロー図を作成してありますので、そのフロー図に沿って学校の感染状況を鑑みて、臨時休業や学級閉鎖等の対応をしているところです。

○足立委員 例えば、濃厚接触者の人数比率などの基準があるということでしょうか。

○松巾教育審議監 はい。今のところ、陽性者が出た学級につきましては、学級閉鎖をする方向で考えています。ただし、陽性者が出たとしても、保健所から感染を拡大させる影響がないという指示があった場合は、その子だけが休んで学級全体は閉じずに授業を行うということになっております。基本的には保健所の指示を仰ぎながら進めているところでございます。

○足立委員 これまで学級閉鎖までに至らないことが多かったのは、その時々接触者数などをもとに保健所が判断されてきたからということですね。

○松巾教育審議監 そのとおりでございます。

○足立委員 ありがとうございました。

○水川教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

○武藤委員

徹明さくら小学校での学級閉鎖の際、オンライン授業をしたという報告があったかと思いますが、実際にやってみて、スムーズに行ったのか、もしくは課題があったのか、その辺りの実情を教えていただければと思います。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長

オンライン授業を行うに当たっては、昨年度2回ほど、どの学校でもオンライン朝の会を行っており、機器の操作には慣れてきておりますので、今回、臨時休業や学級閉鎖になった場合も、それほどトラブルなく授業は行うことができたと聞いております。

○武藤委員 ありがとうございます。

昨年度から取り組んでいたことの成果だと思えますが、今後も同じようなことが他の学校でも起こる可能性は十分あると思えますので、日頃のタブレット利用の段階から、引き続き視野に入れて考えていただければと思います。

○水川教育長 ありがとうございます。

○伊藤委員 昨年定例会でも話し合ったことではありますが、これからの時期、熱中症対策が必要になってきます。今年は中学生も制服で登校される学校が多くなり、制服の下に体操服を着て登校しています。また、6月からは、学校によって変わるとは思いますが、現状でも大変な思いをして生徒が通っている学校も多いかと思えます。私の娘の学校は、梅雨入りが早かったということで、梅雨入り後すぐに自由に生徒の選択で登校できるようになりましたが、ほとんどの子がジャージや体操服で登校をしております。テストの時や、式典がある時だけは制服で登校しましょうという決まりにはなっていますが、身体的な負担を考えて、特にマスクをして登校する距離が長い場合もあるので、今一度教育委員会から各学校へ配慮していただきたいと思えます。特に、空調があるといっても窓を開けながらの空調ですので、コロナ前と比べて利きも悪いようですので、その辺りの配慮を学校にさせていただきようをお願いしたいと思えます。

あと、一点質問ですが、今のところ、学校の体育の授業のプールについて、今年度は実施する予定で、保護者向けに連絡が来ていますが、そのように検討されているということでしょうか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長

熱中症対策については、6月2日に小中校長会の全体会がありますので、その中でお願いしようと思っております。昨年同様、ジャージや体操服での登校など柔軟な対応をお願いしようと思っております。また、かばん等についても、必ずしもランドセルじゃなくてもよいというようにお願いしようと思っております。

2つ目のプールについてですが、これも6月2日の校長会で説明しようと思っておりますが、岐阜市内一律でプールをやめるということではありません。一番心配なのは更衣室になりますが、更衣室が密になって感染することが心配されますので、校長先生方には更衣室を複数にして少人数で着替えができるように対応してくださいというお願いをしています。学校の実情に応じて、そのような対応が難しい場合は中止も検討くださいとしております。例えば、低学年はやらないが、中学年、高学年はやるといような工夫を考えている校長先生もみえますので、各学校で適切に判断いただきたいと思っております。

また、夏休みのプール開放については、なかなか目が行き届かず異学年が混在するということもあり、感染のおそれがあることから、今のところ中止にしようと思っております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

○水川教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

○横山委員 コロナもかなり低年齢な方にも感染が高まっているということで、県の教育委員会へも教育推進協議会から指示等が出されていると思います。岐阜市の対応としては県の方針に則ることになると思いますが、それ以外にプラスして何か対応を考えているということはありませんか。

○松巾教育審議監

先般、コロナに関する県の教育推進協議会が行われました。岐阜市としては、基本的には県の対策の方針に則っているところでございます。

ただし、県の方針につきましては、主に県立高校に関わることであり、岐阜市とは特に部活動に関わることで違いがございます。岐阜市の部活動については、土日は原則中止ということ。それから、1週間後に公式戦があるところにつきましては、時間を短くして、土日のどちらかで行うということで進めてもらっております。大きな違いはそこになるかと考えております。

5月28日に、約2,000人の幼稚園や市立学校の先生方を対象に、感染症の専門家から助言をいただき、オンライン研修会を行う予定です。研修会の講師は、県の教育推進協議会の委員でもある、感染症の専門家の村上先生に御助言をいただこうと考えているところです。

○水川教育長 本件について、岐阜市の医師会長さんへ相談いたしました。その中で、学校教育の現場では、コロナに関する情報を収集しながら実施していますが、やはり教育関係者ですので、医師の専門的な指導を受けることで、自分たちが実施している感染症対策の中の隙間が見えてくるだろうとご助言いただきました。先ほど伊藤委員もおっしゃられました、クラスター発生の事例の中には、例えば登下校時に、マスクをしていても友達同士が近いところで話したりすることや、部活動でのミーティングの時に集まって近くといった状況が原因の1つになっている可能性があることがあります。このようなことは、教育の世界だけでは分からないので、村上先生からそのようなリスクについて、感染症対策の隙間はこういうところにあるというような御助言をいただき、若い先生もベテラ

ンの先生も同じように子供の命を守ることができるように考えているところがございます。子供の命を守るためですので、率先してやりたいと思っております。

他によろしいでしょうか。

それでは、報告の1については、ここまでとさせていただきます。

次に、報告2について説明をお願いします。

○児山教育政策課主幹兼政策係長 （報告（2）岐阜市総合教育会議について説明）

○水川教育長 ただいまの説明について、質問や意見があればおっしゃってください。

○伊藤委員 昨年度から幾度も話し合ってきたように、私たちが目指す子供と向き合う教育の在り方を具現化するための全ての根底には、やはり教職員の働き方改革があると、私は思っております。そのため、このテーマについて2回にわたり手厚く協議されることになったと思います。(株)ARROWSの浅谷様にご参加いただいた、昨年度の総合教育会議の際、学校の業務改革においては、業務の棚卸しというのが一番大変なことだという話をお聞きしました。私ども民間企業も随分前から労働生産性の向上に取り組んでおりまして、クオリティーを維持しながらいかに業務負荷を下げるかというところをトライ・アンド・エラーしながら今もずっと試みております。その中で、一番根本にあるのが業務の棚卸しと分析、そして、そのための現場からの声というのを大切にしております。

今回、校長先生からの御報告をいただくことになっていますが、現場で一番子供と接している先生たちの生の声というのが聞けるかどうかというのを私は大切にしていきたいと思っております。

今回、お聞きする内容は、昨年度実施したARROWSの健康診断にもとづく学校での取り組みの進捗、またはその中で直面している課題等についてです。この健康診断には、管理職の方だけではなく、全ての先生から得た情報がもととなった分析結果、そして各学校向けにこういった業務が削減できるのではないかとという提案が示されております。既に昨年度中にこの健康診断票が各学校に配付されており、示されている各学校の課題につきましては、現場の先生方の声が反映されたものとなっていると考えております。

会議の第1回で、学校現場で業務改革に取り組む中から出てきた課題を整理し、続く第2回では、特に各学校に共通する課題の解決に向けた協議を中心に行いたいと考えております。

○伊藤委員 校長先生が分析されたことを発表されるというわけではなくて、ARROWSの分析を受けた後の学校の取組み状況等を、校長先生からお話しいただくということですか。

○児山教育政策課主幹兼政策係長

ARROWSが分析した結果を基に、もっと業務改善できる部分があるのではないかと各学校に今取り組んでいただいているところです。その結果、よかったのか、まだまだなのか、さらに進めていくにはどうなっていくとよいのか、これらも含めて、お話しいただく予定であります。

○伊藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○水川教育長 ARROWSのデータベースの元は、一人一人の先生の生のデータということよろしいですか。

○児山教育政策課主幹兼政策係長 一人一人の先生から面談を行った結果を学校ごとに集約してできているものと聞いております。

○伊藤委員 もし可能でしたら、生の声そのものを見せていただけるとありがたいかと思えます。なかなか、忖度して違う話が出ていないのかなというところはないでしょうか。

○水川教育長 伊藤委員がおっしゃるのは、本当に現場で苦しんでいる声とか、大変だなと思っている声が集まってくるような会議にしてほしいという御意図でございますよね。

○伊藤委員 はい。

○水川教育長 それは会議の持ち方の中で、そういった生の声も、例えば、実際に若い先生に来てもらうことができるかどうかは分かりませんが、いずれにしても、そういう声がきちんと反映された分析になるように進めていくということですね。

○伊藤委員 よろしくお願ひします。

○水川教育長 分かりました。ありがとうございます。そのほかはよろしいでしょうか。

○横山委員 年間の会議の見通しや各回の会議構成については、こんな感じかなと私も思います。その中で、次年度に取り組むべき施策や中長期的に取り組む施策といった成果を挙げていますが、総括的に検討するのではなく、メリハリをつけて、次年度に取り組むべきもの、それから中長期的に取り組むものを、あらかじめある程度事務局の方で整理して、その辺の行動計画というものは持っていらっしゃるでしょうか。それとも検討する中でそういう仕分けをしていくということでしょうか。

これだけの具体的な施策を実現しようとしても、そんな一気には行かないと思います。そうかといって、ただ通り一遍でやっている分には、なかなか深まりがないのではないかという気もします。そのため、メリハリをつける意味で、すぐやるべきものと、もう少し長いスパンをかけてやるものといった、あらかじめ行動計画として持っているのかどうかお伺いしたいです。

○児山教育政策課主幹兼政策係長

一定程度の想定は持ちつつ、会議での協議による検討の中で、施策の具体的な方向性や実施時期について、共通理解を得ていきたいと考えております。

○横山委員 やはり、その辺はある程度、事務局で主体的に組立てていいのではないかと思います。去年もそのためにいろんな議論をしてきているので、もう一度今年5回の会議をやって、その中で検討状況を見ながら仕上げていきたいと思いますということではなく、去年の続きでもあるわけなので、行動計画や青写真というものを示していいと思います。示していいというか、示すべきと思っております。

○水川教育長 その点については教育振興基本計画もございますし、そのビジョンの中で、全体としては事務局の構想としては動いているので、それも持ちながらここで協議していくことになるかと思っております。

○川島委員 そもそも論で申し訳ないですが、総合教育会議というのは市長と教育委員会が対話をするという非常に貴重な機会であり、その年間の方針を決めるというのが、この場かと思えます。

ということは、我々教育委員会としては、市長に対してどういったことをまずお伝えを

したいのか、あるいは市長が教育委員会に対して何を伝えたいのかということがしっかりと整理をされているのが大前提であり、非常に限られた会議の中で質の高い対話、打合せをしようと思ったときに、どういうことを重点的に話ししたほうがいいのかということを主眼に置かないといけないと思います。

その中では、当然具体的な施策も例示しながら議論されるといったイメージを持ってやっていかないといけない。この場で実務を詰めるわけではなくて、何を教育委員会として市長にお伝えすべきかという議論をやはりしていかなければいけないと私は感じています。

教育大綱の中で一番主眼としていた生命の尊厳については非常にこだわりを持って市長からもお話があり、我々もそれを受け止めて議論を重ねてきた経緯がありますが、今の会議の見通しの1から6、あるいはそれ以外の項目の中に、これを連想させるようなキーワードというか、テーマはほとんど取り上げられていないと考えたときに、これは本当に焦点や論点の合った年間の会議計画になっているのか、少し疑問に思いながらこの資料を見ていました。

そのため、多岐多様にわたる議論をしたいという意気込みを持ちつつではありますが、お互いの方向性を確認してすり合わせるということなくスタートしてしまうと、実務ベースの会議や擦れ違いがある会議になってしまわないかと危惧しております。簡単に言うと両者の会議ですから、市長からどういうお題が出ているのか、どういったことを題材に年間の会議をしたいのかというところの調整、すり合わせというのは済んでいるのでしょうか。そのような議論は整理されていると理解すればいいのでしょうか。

○櫻井教育政策課主任

川島委員よりご指摘いただいたとおり、生命の尊厳への理解に関しては、昨年度、非常に重要なテーマとして、協議を深めてまいりました。

今年度においては、第3回の施策協議の表題として、探究的な学びを掲げております。これは生命の尊厳への理解から先に進むテーマでありつつ、生命の尊厳への理解をより深めていくために必要な学びの在り方であると捉えております。また、各回においても前年度までの協議の振り返りとこれまでの進捗確認を通じて、原点には、生命の尊厳への理解があることを繰り返し確認し、念頭に置いて協議を行うこととしております。

さらに申し上げますと、今年度の施策の実施状況についての成果検証をテーマとする第6回において、生き方の探究学習に重点を置き検証したいと考えております。会での協議やいただいた助言をもとに、さらなる充実や改善に取り組んでいきたいと思っております。

○川島委員 分かりました。

非常に貴重な機会だと思っておりますので、お互いに準備を進めながらお願いします。
今のお話であれば、私も理解しましたので、各テーマについて準備を進めて、充実した会議になるように進めていきたいと思っております。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいでしょうか。

それでは、報告2についてはここまでとしたいと思います。

続いて、日程第5、議事に参ります。

第32号議案について説明をお願いします。

○松野教育政策課主任 (第32号議案 岐阜市教育委員会附属機関委員の任免について説明)

○水川教育長 それでは、第32号議案について、質疑及び討論を行います。

○伊藤委員 事務点検評価委員会について、以前、教育学部の先生方が多くメンバーでおられた時に、違う視点をお持ちの方も入れてほしいということで、御紹介させていただきました。いろいろな切り口から総点検をしていただきたいと思いますので、ぜひ偏りが無いメンバーで今後も続けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほかはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、第32号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 ありがとうございます。第32号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、続いて、第33号議案について説明をお願いします。

○松野教育政策課主任 (第33号議案 岐阜市学校運営協議会委員の任免について説明)

○水川教育長 御意見、よろしいでしょうか。

○足立委員 人数について、各学校によって9人ぐらいのところから22人のところまでありますが、何か基準がありますか。

○星野学校教育審議監兼学校指導課長

岐阜市学校運営協議会規則にて、協議会は委員30人以内で組織するとしておりますので、各学校において30人以内の中で選出していただいております。

○水川教育長 学校の規模や、学校運営協議会の考え方によってということになると思います。

そのほか、御意見よろしいでしょうか。

○武藤委員 市岐商の運営協議会について、運営協議会のメンバーは、通常、地域の代表的な方や有識者の方が入ると思いますが、この市岐商の運営協議会は、学校の関係者が過半数を占めており、これはどういう関連があつてそうなっているのでしょうか。内部の方が過半数いる運営協議会は、他の協議会とは少し異質な感じを受けたので、どういう考えに基づいているか教えてください。

○和田岐阜市立商業高校事務長

基本的に、教務の先生や、特別活動、進路指導の先生など、そういう先生方が入っている関係でこのような構成になっております。

○武藤委員 校長、教頭というトップの方だけではフォローできない部分があるので、それぞれの専門の方を入れているという理解でよいでしょうか。

○和田岐阜市立商業高校事務長 そのとおりでございます。

○武藤委員 分かりました。

○松巾教育審議監

加えて、学校運営協議会のメンバーには、学校関係者、さらには地域の方、有識者等を任命する形になります。市岐商の場合、もちろん校区というものがありませんので、地域の西児童センターの館長さんや、鏡島地区自治会連合会長の地域の方々、さらには有識者として、岐阜聖徳学園大学の教授の方、そこに、学校関係者という形で構成されているというところでございます。

○川島委員 現在、私は、県立岐阜商業高等学校の学校運営協議会のメンバーと、前回御審議いただいた則武小学校の学校運営協議会のメンバーをやっています。

ちなみに、県岐商も大体構成としては似たような感じで、朝日大学の学長や企業から2人、PTA会長とPTAの方がもう一人というような形であります。

高校の学校運営協議会の主要なテーマは、学校評価に基づいて、学校の目標管理の進捗状況について意見を聞くこととなります。結構、実務に即した協議会の運営になっているのかなと思いますので、市岐商についても同様ではないかと予想しています。

もう一点、この運営協議会のメンバーの選定では、毎回、女性の比率を上げるように組織として働きかけましようとしております。これについては、比率が半分ぐらいになるまでは毎回発言しなきゃいけないと思っています。

けれども、メンバーの備考欄を見ていただくと、学校関係者だったり、地域の方がここを占めており、大学の先生であったり、前々教育長だったり、非常に魅力的な、学校の運営にとっては期待を寄せてしまうようなすばらしい経験をお持ちの方が、運営協議会の中のメンバーにはいます。

そのため、運営協議会を学校任せだけにはせずに、教育委員会としてもどんなメンバーがどこにいて、いざというときにこういった形でお力を借りたり、あるいは働きかけをしたりということが可能なのか、よく見ておくべきだなというふうには思っております。

○水川教育長 ありがとうございました。

それぞれの学校で外部有識者、あるいは外部人材、それから、学校内部と合わせて運営協議会のメンバーを構成して、よりよい運営をしていきたいと思っております。

そのほかについて、よろしいでしょうか。

それでは、ほかになければ、ここで採決を行います。

第33号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長　ありがとうございます。第33号議案は原案のとおり可決されました。
それでは、続いて、第34号議案について説明をお願いします。

○松野教育政策課主任　（第34号議案　岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の人事の任免について説明）

○水川教育長　第34号議案について、質疑及び討論を行います。

どなたか、ございませんか。

なければ、ここで採決を行います。

第34号議案について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○水川教育長　ありがとうございます。第34号議案は原案のとおり可決されました。

それでは、以降の報告及び議事は、秘密会で進行します。

傍聴者は御退席ください。

（以降、秘密会にて開催）

最後に、次回の会議の日程を確認いたします。

次回の会議は、7月7日水曜日午後1時30分、場所は未定ですので、詳細は後日事務局より御連絡します。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。ありがとうございました。